

新しい議会役員

臨時市議会で選任

五月十六日に開かれた臨時市議会で、新しく正副議長が決まりました。

議長

大森茂樹

副議長

十見正男

なお、各常任委員会および監修対策、長生橋・慈王橋改修促進特別委員会の構成は、つぎのとおりです。

(○委員長、○副委員長)

▼文教社会委員会

○長部新一郎、○小池澄雄、西

脇半司、阿部正士、小幡鉄人、

西山喜代次、近藤正成、藤井徳

一朗、井上憲司、滝沢義一

▼産業経済委員会

○鈴木国吉、○細貝幸也、太刀

川省次、神田政五郎、南藤太郎、

白井太計司、早川甚松、清水松

▼監修対策特別委員会

○矢尾板一男、○神田政五郎、

笠井伊忠次、五十嵐信雄、結城

寅正、白井太計司、清水治三郎、

阿部忠司、中村正康

▼長生橋・慈王橋改修促進特別委員会

○長部新一郎、○渡辺弥忠治、

笠井伊忠次、小林春一、佐藤忠

士、南藤太郎、早川甚松、小池

清雄、中川良一、荒木仁平次、

藤井徳一朗、柳沢石藏

一、武庄衛

（1）個人の市民税および県民税
1. 導從者控除額

改正前	改正後
七万円	十万円
公共施設使用料	八万円
配偶者に五万円をこえる所得	六万円
のある場合の扶養親族第一人	五万円
目の控除額	三万円
改正後	改正前
二十六万四千円	二十四万九千円
二十万円以下	十八万円以下

2. 附帯者に対する非課税限度額

この改正法律は、六月一日施行され、昭和四十二年度分から適用されることになりますので、先に述べておいた個人申告書および給付支払報告書を再計算して納めかわります。

（2）住民税

3. 個人による扶養親族第一人の課税

提出をいただいた個人申告書および給付支払報告書を再計算して納めることになりますので、先に述べておいた個人申告書および給付支払報告書を差し上げることになります。

（3）住民税の改正

4. 住民税の改正

（4）住民税の改正

（5）住民税の改正

（6）住民税の改正

（7）住民税の改正

（8）住民税の改正

（9）住民税の改正

（10）住民税の改正

（11）住民税の改正

（12）住民税の改正

（13）住民税の改正

（14）住民税の改正

（15）住民税の改正

（16）住民税の改正

（17）住民税の改正

（18）住民税の改正

（19）住民税の改正

（20）住民税の改正

（21）住民税の改正

（22）住民税の改正

（23）住民税の改正

（24）住民税の改正

（25）住民税の改正

（26）住民税の改正

（27）住民税の改正

（28）住民税の改正

（29）住民税の改正

（30）住民税の改正

（31）住民税の改正

（32）住民税の改正

（33）住民税の改正

（34）住民税の改正

（35）住民税の改正

（36）住民税の改正

（37）住民税の改正

（38）住民税の改正

（39）住民税の改正

（40）住民税の改正

（41）住民税の改正

（42）住民税の改正

（43）住民税の改正

（44）住民税の改正

（45）住民税の改正

（46）住民税の改正

（47）住民税の改正

（48）住民税の改正

（49）住民税の改正

（50）住民税の改正

（51）住民税の改正

（52）住民税の改正

（53）住民税の改正

（54）住民税の改正

（55）住民税の改正

（56）住民税の改正

（57）住民税の改正

（58）住民税の改正

（59）住民税の改正

（60）住民税の改正

（61）住民税の改正

（62）住民税の改正

（63）住民税の改正

（64）住民税の改正

（65）住民税の改正

（66）住民税の改正

（67）住民税の改正

（68）住民税の改正

（69）住民税の改正

（70）住民税の改正

（71）住民税の改正

（72）住民税の改正

（73）住民税の改正

（74）住民税の改正

（75）住民税の改正

（76）住民税の改正

（77）住民税の改正

（78）住民税の改正

（79）住民税の改正

（80）住民税の改正

（81）住民税の改正

（82）住民税の改正

（83）住民税の改正

（84）住民税の改正

（85）住民税の改正

（86）住民税の改正

（87）住民税の改正

（88）住民税の改正

（89）住民税の改正

（90）住民税の改正

（91）住民税の改正

（92）住民税の改正

（93）住民税の改正

（94）住民税の改正

（95）住民税の改正

（96）住民税の改正

（97）住民税の改正

（98）住民税の改正

（99）住民税の改正

（100）住民税の改正

（101）住民税の改正

（102）住民税の改正

（103）住民税の改正

（104）住民税の改正

（105）住民税の改正

（106）住民税の改正

（107）住民税の改正

（108）住民税の改正

（109）住民税の改正

（110）住民税の改正

（111）住民税の改正

（112）住民税の改正

（113）住民税の改正

（114）住民税の改正

（115）住民税の改正

（116）住民税の改正

（117）住民税の改正

（118）住民税の改正

（119）住民税の改正

（120）住民税の改正

（121）住民税の改正

（122）住民税の改正

（123）住民税の改正

（124）住民税の改正

（125）住民税の改正

（126）住民税の改正

（127）住民税の改正

（128）住民税の改正

（129）住民税の改正

（130）住民税の改正

（131）住民税の改正

（132）住民税の改正

（133）住民税の改正

（134）住民税の改正

（135）住民税の改正

（136）住民税の改正

（137）住民税の改正

（138）住民税の改正

（139）住民税の改正

（140）住民税の改正

（141）住民税の改正

（142）住民税の改正

（143）住民税の改正

（144）住民税の改正

（145）住民税の改正

（146）住民税の改正

（147）住民税の改正

（148）住民税の改正

（149）住民税の改正

（150）住民税の改正

（151）住民税の改正

（152）住民税の改正

（153）住民税の改正

（154）住民税の改正

（155）住民税の改正

（156）住民税の改正

（157）住民税の改正

（158）住民税の改正

（159）住民税の改正

（160）住民税の改正

（161）住民税の改正

（162）住民税の改正

（163）住民税の改正

（164）住民税の改正

（165）住民税の改正

（166）住民税の改正

（167）住民税の改正

（168）住民税の改正

（169）住民税の改正

（170）住民税の改正

（171）住民税の改正

（172）住民税の改正

（173）住民税の改正

（174）住民税の改正

（175）住民税の改正

（176）住民税の改正

（177）住民税の改正

（178）住民税の改正

（179）住民税の改正

（180）住民税の改正

（181）住民税の改正

（182）住民税の改正

（183）住民税の改正

（184）住民税の改正

（185）住民税の改正

（186）住民税の改正

（187）住民税の改正

（188）住民税の改正

（189）住民税の改正

（190）住民税の改正

（191）住民税の改正

（192）住民税の改正

（193）住民税の改正

（194）住民税の改正

（195）住民税の改正

（196）住民税の改正

（197）住民税の改正

（198）住民税の改正

（199）住民税の改正

（200）住民税の改正

（201）住民税の改正

（202）住民税の改正

（203）住民税の改正

（204）住民税の改正

（205）住民税の改正

（206）住民税の改正

（207）住民税の改正

（208）住民税の改正

（209）住民税の改正

（210）住民税の改正

（211）住民税の改正

（212）住民税の改正

（213）住民税の改正

（214）住民税の改正

（215）住民税の改正

（216）住民税の改正

（217）住民税の改正

（218）住民税の改正

（219）住民税の改正

（220）住民税の改正

（221）住民税の改正

（222）住民税の改正

（223）住民税の改正

（224）住民税の改正

（225）住民税の改正

（226）住民税の改正

（227）住民税の改正

（228）住民税の改正

（229）住民税の改正

（230）住民税の改正

（231）住民税の改正

（232）住民税の改正

（233）住民税の改正

（234）住民税の改正

（235）住民税の改正

（236）住民税の改正

（237）住民税の改正

（238）住民税の改正

（239）住民税の改正

（240）住民税の改正

（241）住民税の改正

（242）住民税の改正

（243）住民税の改正

（244）住民税の改正

（245）住民税の改正

（246）住民税の改正

（247）住民税の改正

（248）住民税の改正

（249）住民税の改正

（250）住民税の改正

（251）住民税の改正

（252）住民税の改正

（253）住民税の改正

（254）住民税の改正

（255）住民税の改正

（256）住民税の改正

（257）住民税の改正

（258）住民税の改正

（259）住民税の改正

（260）住民税の改正

（261）住民税の改正

（262）住民税の改正

（263）住民税の改正

（264）住民税の改正

（265）住民税の改正

（266）住民税の改正

（267）住民税の改正

（268）住民税の改正

（269）住民税の改正

（270）住民税の改正

（271）住民税の改正

（272）住民税の改正

（273）住民税の改正

（274）住民税の改正

（275）住民税の改正

（276）住民税の改正

（277）住民税の改正

（278）住民税の改正

（279）住民税の改正

（280）住民税の改正

（281）住民税の改正

（282）住民税の改正

（283）住民税の改正

（284）住民税の改正

（285）住民税の改正

（286）住民税の改正

（287）住民税の改正

（288）住民税の改正

（289）住民税の改正

（290）住民税の改正

（291）住民税の改正

（292）住民税の改正

（293）住民税の改正

（294）住民税の改正

（295）住民税の改正

（296）住民税の改正

（297）住民税の改正

（298）住民税の改正

（299）住民税の改正

（300）住民税の改正

（301）住民税の改正

（302）住民税の改正

（303）住民税の改正

（304）住民税の改正

（305）住民税の改正

（306）住民税の改正

（307）住民税の改正

（308）住民税の改正

（309）住民税の改正

（310）住民税の改正

（311）住民税の改正

（312）住民税の改正

（313）住民税の改正

（314）住民税の改正

（315）住民税の改正

（316）住民税の改正

（317）住民税の改正

（318）住民税の改正

（319）住民税の改正

（320）住民税の改正

（321）住民税の改正

（322）住民税の改正

（323）住民税の改正

（324）住民税の改正

（325）住民税の改正

（326）住民税の改正

（327）住民税の改正

（328）住民税の改正

（329）住民税の改正

（330）住民税の改正

（331）住民税の改正

（332）住民税の改正

（333）住民税の改正

（334）住民税の改正

（335）住民税の改正

（336）住民税の改正

（337）住民税の改正

（338）住民税の改正

（339）住民税の改正

（340）住民税の改正

（341）住民税の改正

（342）住民税の改正

（343）住民税の改正

（344）住民税の改正

（345）住民税の改正

（346）住民税の改正

（347）住民税の改正

（348）住民税の改正

（349）住民税の改正

（350）住民税の改正

（351）住民税の改正

（352）住民税の改正

（353）住民税の改正

（354）住民税の改正

（355）住民税の改正

（356）住民税の改正

（357）住民税の改正

（358）住民税の改正

（359）住民税の改正

（360）住民税の改正

（361）住民税の改正

（362）住民税の改正

（363）住民税の改正

（364）住民税の改正

（365）住民税の改正

（366）住民税の改正

（367）住民税の改正

（368）住民税の改正

（369）住民税の改正

（370）住民税の改正

（371）住民税の改正

（372）住民税の改正

（373）住民税の改正

（374）住民税の改正

（375）住民税の改正

（376）住民税の改正

（377）住民税の改正

（378）住民税の改正

（379）住民税の改正

（380）住民税の改正

（381）住民税の改正

（382）住民税

年次計画で

バランスのとれた建設を

所
保
育

市長に手紙を出す
旬間にあたって……。

長岡市には中心部に保育所がないことは、各車で、あるいは徒歩の場合でも長い距離を長い時間をかけて通っています。子どもたちも大変ですが、送り迎えの親たちも大変です。どうかお答えください。

中心部の保育所として、大野記念館を転用するか、厚生会館東側の空地または旧阪之上小学校跡地あたりに作っていただけないものでしょうか……。

子どもたちも大変ですが、送り迎えの親たちも大変です。どうかお答えください。

の手紙

集

通ましたが、次にいくつかの問題をとりあげ、これに市のお答えをつけて紙上特集い

(お答え)

貴重なご意見を賜り……。市の

中心街に保育所がないことは、各

都市ともそうあります。中心街は商店や集会場が集まっていることなどにより、地価が高

いことなどにより、保育所などの

福祉施設をつくるには、極めて困難な状況にあります。

1. 大野記念館

保育所は、国が始めた設置基準(厚生大臣の認可)に合わなければ開設することはできません。この基準は、児童数に見合う建物、遊戯場、屋内運動場などの坪数、そのほか、通風、採光などが規定されていますが、この基準から検討した場合、大野記念館はまったく困難な状況です。

2. 厚生会館東側空地

ここのは、やや設置基準に合つようにも考えられます。周囲の交通量が多いことから通園に危険がともなうことと、都市計画の公園敷地(自由公園)に指定されているため、建物を建てることができません。

3. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

4. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

5. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

6. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

7. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

8. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

9. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

10. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

11. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

12. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

13. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

14. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

15. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

16. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

17. 旧坂之上小学校跡地

市民みなさんが望む強い市民会館(仮称)の建設を予定していません。

道路・除雪

県・市協力で無雪化へ努力



10キロメートルに歩道ブロック

日頃、市政発展に尽力……。交通安全と、交通事故の防止と、文通事情の改善をはかるたため、歩道の整備を進めてください。市では、とりあえず四十一年度から二ヵ年計画で、交通事故の防止と、文通事情の改善をはかるたお手紙を拝見いたしました。市では、

上中島町二丁目一公務員

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

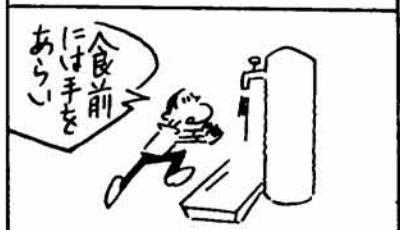
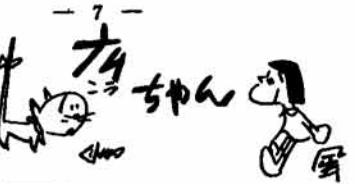
（お手紙）お手紙をお寄せいただき……。この道路（県道柏崎、高浜、堀之内の道路）は、五〇〇メートルの年中無休の実現をはかってくれます。

工事内容

実施予定期	事業内容			
	側面ブロック	交差点改良	道路照明	区画線
山田町～中島～北中島町	4,000m			520m
厚生会館前～東北電力	780			
西神田町～新町～北分達所	1,470		1	
長町～桜木町～川崎町	480	1		430
柳原町～本町	650	2		800
殿町～台町～学校町線				490
渡里橋～城内町				
法務局～西千手町～草生津町	920	1		400
弓町ガード～橋鉄駅前	680			430
新栄町～桜木町				630
殿町～大和路～兵庫町	680			300
草生津町～南町				
宮内小学校				
計	9,660	1	8	4,000

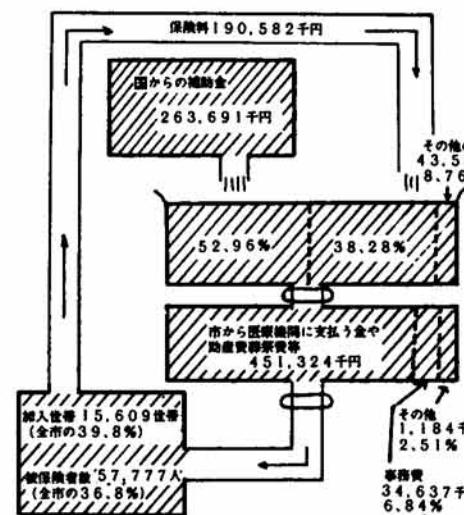
保育所行政の充実については、市長の公約の一つでもあります。今後も時勢の推移や児童の分布などにあわせ、バランスのとどられたものとするよう、年次計画をたてて検討いたします。

（お答え）この問題があると思います。この点について市の考え方をお尋ねします。



(防犯メモ)

ことしの国保予算



老人健診を実施

おとしよりが健康なからだで、明るく楽しい生活がおくられるようにと、ことしも、老人健康検査（明治三十五年四月一日以前に生れた方、無料）を行ないます。それで、近くお届けする通知書により、受診してください。

こんなことが一迷惑になります――

- とかく、自分のこと以外は無関心になりがちですが、隣り近所から町内、さらには地区から市全体と、私たちとはお互いに協力し合い、助けあって生活しているのです。
- 路上で、キャッチボールをしたり、荷造り作業などをすること
- 深夜、大きな音でテレビ、楽器などを鳴らしていること
- 刃物、凶器などを持ち歩すこと
- ガソリンなど引火しやすいものの近くでたき火をすることがあること
- 面白半分に街灯などを消すこと
- 乗車、買物、入場などをみだし、わり込むこと
- ひどい住居、浴槽、トイレなどをのぞき見すること
- 道路などに、みだりにけものの死体や汚物などを投げ捨てるこ
- 人の集まる場所で、たんづばをせること
- 吐き、大小便をすること

国民健康保険のしくみ

「は、農業、商業、自由業などに従事している方たちが、病気やけがをしたとき、思わず出費のため、生活困難におちいることがあります。おとしよりが健康なからだで、明るく楽しい生活がおくられるようにと、ことしも、老人健康検査（明治三十五年四月一日以前に生れた方、無料）を行ないます。それで、近くお届けする通知書により、受診してください。

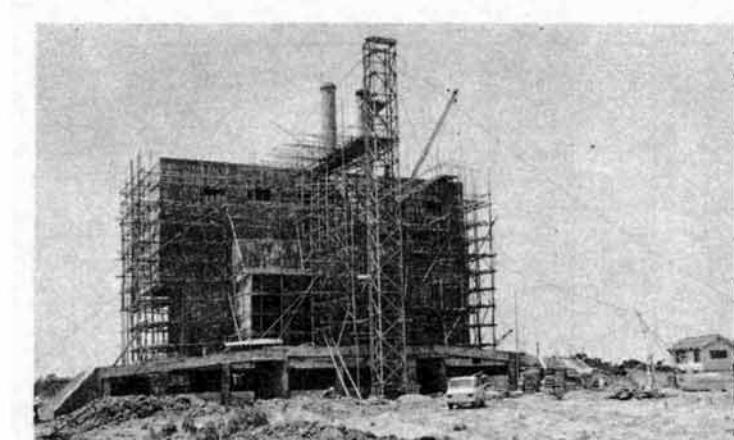
このマークのついている商品は、日本農林物資規格に定められた条件に合格していることを示すもので、安心して食べることのできる食料品の品質保証になっています。



かしこい消費

(2)

なお、ジャスマークについている主な食料品をご紹介します。かん詰、ソーセージ、ハム、ジュース、ふどう、マーブルガーリン、シナモン、ヨネーズ類、ベーコン、インスタントめん類などとなってます。



[写真は十一月完成をめざして急ピッチに工事がすすめられている機械焼却炉]



悲しい交通事故をなくしましょう

5月末現在 事故件数294件 死者13人
昨年同期 事故件数321件 死者 8人

■運転者は

- スピードを出しすぎないよう
- 酒を飲んだら運転をやめよう
- 踏切りでは必ず一時停止をしよう
- 出かける前には忘れずに車の点検をしよう

■自転車乗りは

- まがるときは必ず合図をしようと右折するときは後からくる車に注意をしよう
- 左はしを一列でとおろう
- お子さんの自転車乗りの練習は道路でさせないようにしよう

■歩行者は

- まわり道でも横断歩道を渡ろう
- 横断歩道のないところは、右や左をよくたしかめてから、まっすぐに横断しよう

■商店・会社の皆さん

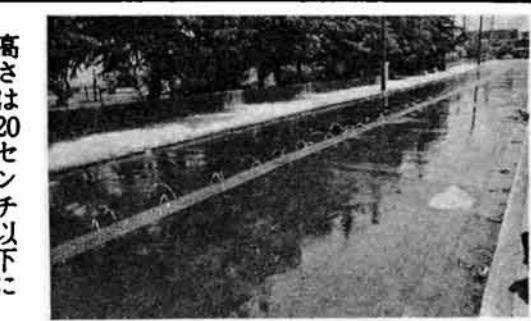
- 歩道に荷物や商品をおかないようにしよう
- 軒先や店先の自転車やバイクは整理しておこう

市有地を分譲

市では、旧東中学校と 旧東北中学校跡地の一部 を売却いたしますので、 ご希望の方はお申し込み ください。	申込期間 6月10日から6月30 まで)
申込場所 市役所財政課	日正午まで
○申込場所 市役所財政課	申込期間 6月15日から6 月24日正午まで
○売却面積 一八二三・〇四 平方メートル	○売却最低価格 四四三三万五千 円
○売却価格 三万二百九十六 千円	○売却面積 一八二三・〇四 平方メートル



高さは20センチ以下に設置しないで
道路に物を放置しないで
最近、歩道や車道に、商品やあき箱、資材などを置きててにしておき場所がなくて道路の一部を占用するときは、あらかじめ市用地安全のうえで、放置しないでください。
なお、家屋新築などで、資材の搬入用するときは、あらかじめ市用地課へ手続きをして許可をうけてください。



[写真は十一月完成をめざして急ピッチに工事がすすめられている機械焼却炉]

[写真は十一月完成をめざして急ピッチに工事がすすめられている機械焼却炉]

國民年金

一問一答



その一

問 「掛けをしていなくても七十才になれば誰でも『としより年金』をもらえると聞いているが、間違いありませんか？」

答 「そうではありません。『としよりの年金』が出るのは、原則として明治四十四年四月一日以前に生まれた方で、本人なり家族の所得が、法律で定められた一定基準以下の方へに限られています。

それ以後に生まれた方は、年金に加入して掛けをしていなければ、年をとつてもあなたにだけ一銭の老令年金も支給されないとになります。」

その二

問 「夫が軍人恩給をもらっていると、妻の老令年金が減額されたり全然支給されなくなったりすると聞いていますが、そなたすると毎月掛けをするも意味がないように思われますが間違いありませんか？」

答 「そうではありません。毎月掛けを納めている方の年金は、本人や家族の収入には一切関係なく全額支給されます。

もちろん夫の恩給や会社からの退職年金も額のいかんを問わず問題になりませんから、年金の支給を楽しみに掛けを続けていただきたいと思います。」

その三

問 「四十年掛けをした場合老令年金は月八千円支給されると聞いていますが、現在はいいとし、遠い将来物価が値上がりして八千円では意味のない額になってしまふのではないかと思われますが、どうでしようか？」

答 「ご心配はごもつともですが年金の支給額は、物価の値上がりや生活水準の向上に従つて五年ごとに改訂されることになつています。

昭和四十一年はこの年金制度がはじまつた昭和三十六年から数えて丁度五年目にあたり各年金の支給額が二倍半から三倍に増額されたことは皆さんもご存知のことだと思いますが、今後もこのよう改訂が続けられてゆきますので、年金の支給額が意味のないような額になることはありませんからご安心ください。」

その四

問 「会社などに勤めて、厚生年金保険など他の年金制度と他の年金制度に加入したら、今までかけてきた国民年金の保険料はどうなりますか？」

答 「老令年金の支給が始まるのは、六五才からですが、これでは遅すぎはしませんか。また、六五才からは、あと年金を受ける期間が短かいのではないでしようか。」

その五

問 「老令年金の被保険者は、他の被用者やケガで施設状態にあつた方などは、掛けをやっているいとまがありますので、年金が支給されます。ただ、福祉年金には掛け年金が支給されます。ただ、福祉年金は掛けをしていないで支給を受けるかたちになりますので、本人なり扶養義務者の所得が一定額以上であるとき、または一定額以上の公的年金を受けているときなどは支給が停止されます。」

答 「国民年金の被保険者は、他の被用者やケガで施設状態にあつた方などは、掛けをやっているいとまがありますので、年金が支給されます。ただ、福祉年金には掛け年金が支給されます。ただ、福祉年金は掛けをしていないで支給を受けるかたちになりますので、本人なり扶養義務者の所得が一定額以上であるとき、または一定額以上の公的年金を受けているときなどは支給が停止されます。」



長岡社会保険事務所
長岡市役所編



はじめに

国民年金は、厚生年金や共済組合など他の年金制度に入つていなくての人々に対して、その人が

- ・年をとつたり
- ・病気やケガでからだの自由を失つたり
- ・死んだりして
- ・一家の収入の道がとだえたとき、その人に、また、その家族に年金を差し上げて生活の安定を図り、わたしどのまわりから生活にあぐ不幸な人が一人でもいなくなるようという願いをこめてつくられた制度です。

もちろん夫の恩給や会社からの退職年金も額のいかんを問わず問題になりませんから、年金の支給を楽しみに掛けを続けていただきたいと思います。

國民年金には、從来こうした生活保障に恵まれなかつた農業從事者や個人經營の商店などに勤めている方にも年金というかたちの生活保障を約束して、日本人である誰もが豊かに暮していくことを願して昭和三十六年からはじめられた制度です。

國民年金の発足によつて、日本人であるわたくしたちはすべて年金によつて生活が守られるという新しい時代を迎えたともいえるわけです。

年金があなたを守る新時代

國民年金のしくみ

抛出年金と福祉年金

國民年金には、毎月掛けをしていく抛出年金と無抛出の福祉年金とがあります。

抛出年金は、國民年金制度の中心をなすもので、読んで字のとおり、年をとつたりけが

をしたときに年金の支給を受けるため、それに備えて普段から掛けをしておく年金のことです。

また、國民年金がはじまつた昭和三十六年

被保険者

強制加入者

会社等に勤めていて、厚生年金等他の年金制度に加入している方を除き、満二十才になつた方は、総べて國民年金に加入することが義務づけられています。法律で加入を義務づけたのは、結局それが本人の幸福を約束するものであるからだと理解でしよう。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた方は加入できません。これらの方には、本人なり家族の所得が一定基準以下である場合、無抛出の福祉年金が支給されます。

次のような方は國民年金に任意加入できます。

△厚生年金や共済組合などに加入している方の配偶者

△他の年金制度から年金を受けている方、あるいは受けれる資格を満している方及びその配偶者

以下、各年金についてもう少し詳しく説明します。

「老令年金」

老令年金は、加入者が六十五才になつたときに支給される年金のことです。希望者は六十才からでも繰上げ支給の請求をすることによって老令年金の支給を受けはじめられます

答 「國民年金の被保険者であつた人が、厚生年金保険など他の年金制度に移つたときはその移つた日から十四日以内に、國民年金は、その日の月分以降の納めていた分はお返しすることになつています。そのようなときは保険選付請求書を最寄りの社会保険事務所にお出しください。」

また、他の年金制度に移る前の國民年金は、加入期間に納めた保険料は、当然、被保険者として納める義務があるものですからお返ししません。がしかし、その保険料を納めた期間は、あとで加入した他の年金制度の加入期間と合算されて、将来の通算老令年金の受給円では意味のない額になつてしまふのではなくかと思われますが、どうでしようか。」

答 「ご心配はごもつともですが年金の支給額は、物価の値上がりや生活水準の向上に従つて五年ごとに改訂されることになつています。それで、他の年金制度に移る前の國民年金は、厚生年金保険など他の年金制度に移つたときの被保険者の資格喪失の届出をしていただきたいことになつています。その日の月分以降の納めていた分はお返しすることになつています。そのようなときは保険選付請求書を最寄りの社会保険事務所にお出しください。」

また、他の年金制度に移る前の國民年金は、加入期間に納めた保険料は、当然、被保険者として納める義務があるものですからお返ししません。がしかし、その保険料を納めた期間は、あとで加入した他の年金制度の加入期間と合算されて、将来の通算老令年金の受給円では意味のない額になつてしまふのではなくかと思われますが、どうでしようか。」

答 「ご心配はごもつともですが年金の支給額は、物価の値上がりや生活水準の向上に従つて五年ごとに改訂されることになつています。それで、他の年金制度に移る前の國民年金は、厚生年金保険など他の年金制度に移つたときの被保険者の資格喪失の届出をしていただきたいことになつています。その日の月分以降の納めていた分はお返しすることになつています。そのようなときは保険選付請求書を最寄りの社会保険事務所にお出しください。」

それに、もし老令年金を六〇才から支給することになりますと、それに要する費用は、現在の額の二倍を見込む必要があり、これでは保険料をもつと引き上げなければならないことがあります。

つぎに、老令年金を受ける資格が発生する六十という年令の平均余命（あと何年生きらるか、ということ）は、現在の日本では、男性が十二年、女性では十四年という年数が見込まれています。つまり、平均してこれまでの期間は、老令年金が受けられるといふことになります。それにこの平均余命が将来一層伸びていくことを考えますと、相当長期間にわたつて年金が受けられるわけです。

なお、六〇才から六五才までの間で、希望により、減額した老令年金を支給する道が講じられています。

年金（死亡）一時金を除く）の額は、非常に

計算が簡単で二百円に保険料を納めた月数を掛けて得た額と、さらに保険料免除期間のあら額の三分の一にあたる額を合算したものが、支給される年金額となります。

〔保険料納付済期間26年5月……(1)
保険料免除期間3年……(2)

の場合

$$200\text{円} \times 317\text{月} = 63,400\text{円} \cdots \text{(1)}$$

$$200\text{円} \times 36\text{月} \times \frac{1}{3} = 3,600\text{円} \cdots \text{(2)}$$

$$(1) + (2) = 67,600\text{円}$$

なお、前の年金の支給額の表で「最低保障額」と注記してあるのは、前の例によつて年金額の計算をしてその額に達しない場合、最低保障額まで引上げて支給するというふうです。



保険料

〔保険料の納付〕

年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することが定められています。★

国民年金の保険料は、原則として国民年金印紙を印紙売捌所から購入し、これを国民年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することが定められています。★

〔保険料の額〕

なお、前年の年金の支給額の表で「最低保障額」と注記してあるのは、前の例によつて年金額の計算をしてその額に達しない場合、最低保障額まで引上げて支給するというふうです。

〔保険料の前納〕

〔すでに年金に加入している方の場合〕

〔保険料の追納〕

生活保護を受けたとき、あるいは国民年金の障害年金または母子福祉年金を受けることになつたとき、保険料は免除になります。

また、収入が少なく生活が苦しいときは「保険料免除申請書」を出していただき、取入状況等調査して保険料が免除されることもあります。

〔保険料の免除〕

保険料を免除されていた人が、その後生活になつたとき、保険料は免除になります。

また、収入が少なく生活が苦しいときは「保険料免除申請書」を出していただき、取入状況等調査して保険料が免除されることもあります。

〔保険料の免除〕

保険料を免除されていた方は保険料を納めていた方の三分の一しか年金が支給されませんので、追納することによって保険料を納めた方が同額の年金が支給されるようになります。

なお追納する場合の保険料は、その当時納めることになつていていた金額でよく、利息もつけないことになっています。

守るために、次のような場合は、すみやかに届出をしてください。
年金を受ける権利を

● 次のような
ときは
届出を!!

● 次のような
ときは
届出を!!

以上届出の際は、印鑑と国民年金手帳の保管証およびお手許にお返ししてある旧手帳をご持参ください。

なお、新たに加入される方は印鑑だけで結構です。

〔保険料の納付〕

国民年金の保険料は、原則として国民年金印紙を印紙売捌所から購入し、これを国民年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することが定められています。★

〔保険料の納付〕

印紙を印紙売捌所から購入し、これを国民年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することが定められています。★

★しかし、市町村によつてはいろいろ異つた事情があるので独自な納入方式を採用しています。

長岡市では、次の表のとおり年四回納付書を発行し、その納付書に保険料を添え、最

も便利な方法で納入することができます。

国民年金の保険料は、原則として国民年金印紙を印紙売捌所から購入し、これを国民年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することができます。

印紙を印紙売捌所から購入し、これを国民年金手帳のその保険料を納めようとする月の欄に貼付して市町村の窓口で検認（保険料を納めたという確認の消印）を受けるという方法で納入することができます。

〔保険料のその他納め方〕

金融機関に預金口座をお持ちの方は、お申込をいただけば、役所で毎期、指定された預

金預金の制度は、国民年金預金として金

融機関に申出て、一定額の定期預金をすると

預金した一年後からその利息で自動的に保

料が、一年前納のかたちで納入されるしくみになっています。（この場合銀行利子相応の

預金が、一年後から自動的に保険料となります）

そこで年金預金をする場合、一定額の預金

と同時に向う一年分の保険料を別に納めてい

ただくことになります。

預金額は、保険料月額に応じて次表のとおり

ます。この場合、取扱い件数・金額により相

当額の奨励金が交付され有利ですので、納税

協力組織未結成のこ町内では話合いの上、納

税協力組織をつくられるようお奨めいたします。

ます。この場合、取扱い件数・金額により相

当額の奨励金が交付され有利ですので、納税

協力組織未結成のこ町内では話合いの上、納

税協力組織をつくられるようお奨めいたします。

ます。この場合、取扱い件数・金額により相

当額の奨励金が交付され有利ですので、納税

協力組織未結成のこ町内では話合いの上、納

</div